

平成二十二年三月九日受領
答弁第一八六号

内閣衆質一七四第一八六号

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出性同一性障害者の実態調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出性同一性障害者の実態調査に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、埼玉県以外の都道府県において御指摘のような実態調査を行っているか否かについては把握していない。

二及び三について

文部科学省としては、現時点において、お尋ねのような指導・助言等を行うことは予定しておらず、また、御指摘の埼玉県の取組については詳細が決まっていないものと承知しているが、性同一性障害のある児童生徒に対しては、各学校において、児童生徒の実情を十分に把握した上で相談に応じるなど、きめ細かな対応が行われることが重要であると考えており、今後とも、養護教諭やスクールカウンセラーの配置等により、児童生徒が相談しやすい学校における教育相談体制の整備等を進めてまいりたい。

四について

我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としているところである。性同一性障害に対する治療の保険適用についても、有効性、安全性等の観点

踏まえ、行われる治療内容に応じて個別に判断することとなり、精神科の医師が一定の治療計画の下に对人関係の改善や社会適応能力の向上を図るための指示、助言等の働きかけを継続的に行う精神療法については、現在保険適用の対象としているところである。